

# 定款変更について

## 【1】概要

定款変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書と必要な添付書類（別添添付書類一覧参照）を指宿市長に提出してください。

指宿市では、申請の内容について審査及び必要な調査を行い、定款変更の認可を行います。認可を受けなければ、その効力を生じないので、十分に留意してください。

また、当該定款変更事項が社会福祉法人の登記事項に関する変更であるときは、認可後速やかに登記所へ変更の登記をしていただく必要があります。

○登記事項に関する変更・・・①目的及び業務

②名称

③事務所

④代表権を有するものの氏名、住所及び資格

⑤資産総額（毎年決算終了後、2ヶ月以内に登記）

## 【2】定款変更認可申請事項

・事業の変更

ア 新たな事業の開始

(a) 自ら事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を経営

(b) 自治体等から事業（社会福祉事業、公益事業）を受託経営

イ 事業の廃止

※「事業種類」ごとに定款記載している法人は、新たな事業種類の開始及び廃止についてのみ、定款変更が必要となります。

・役員定数の変更，評議員会の設置及び評議員定数の変更

・基本財産の変更

ア 土地の増減

イ 建物の改築

ウ 基本財産の減 (a) 土地の売却又は譲渡

(b) 建物の取り壊し又は売却

(c) 基金の取崩し

※原則として、土地、建物及び基金の基本財産について、増加を伴わない減のみの基本財産の変更については、あらかじめ「基本財産処分承認」が必要となります。

・社会福祉法人定款変更準則に合わせた条文の変更

・その他の事項の変更

### 【3】定款変更届出事項

- ・ 事務所の所在地の変更
  
- ・ 基本財産の増加のみに係る変更
  
- ・ 広告の方法の変更

### 【4】その他

<申請時期>

理事会及び評議員会の決議を終え次第、申請をしてください。

<提出書類>

- ア 定款変更認可申請書（第3号様式）又は届出書（第4号様式）
- イ 添付書類（別添添付書類一覧参照）

※変更後の定款（新定款）には附則の追加を行い施行日は日付を空欄にして提出してください。

【例】附則

- 1 この定款は、平成 年 月 日から施行する。

<提出先>

指宿市役所地域福祉課社会福祉係

定款変更に関する添付書類について

書類名	添付が必要となる場合	備考
-----	------------	----

【常に必要な書類】

1	定款変更認可申請書又は届出書	
2	理事会及び評議員会の議事録	写し（原本証明）
3	新定款	2部/附則の変更日を空欄とする
4	旧定款	1部

【+ 事業追加の場合】

5	財産目録	前年度末日時点	
6	追加事業用財産目録	追加事業用の財産がある場合	
7	不動産登記簿謄本	上記5に不動産の記載がある場合	写し（原本証明）
8	不動産評価鑑定書	同上	写し（原本証明）
9	固定資産物品明細書	上記5に不動産以外の固定資産の記載がある場合	
10	預金残高明細書	上記5に預貯金の記載がある場合	写し（原本証明）
11	有価証券保有証明書	上記5に有価証券の記載がある場合	写し（原本証明）
12	現金贈与契約書	上記5に贈与金の記載がある場合	写し（原本証明）
13	贈与者の身分証明書	同上	写し（原本証明）
14	収支予算書	事業開始年度及びその翌年分	
15	事業計画書	事業開始年度及びその翌年分	
16	事業開始認可書等	認可・指定・届出が必要な事業の場合	写し（原本証明）
17	施設長就任承諾書	施設長又は管理者を置く場合	写し（原本証明）
18	図面（附近見取図,配置図,平面図,立面図）		
19	地上権設定契約書又は土地賃貸借契約書	土地を借用する場合	写し（原本証明）
20	地上権設定登記又は借地権設定誓約書	同上	写し（原本証明）
21	不動産登記簿謄本	同上	写し（原本証明）

【+ 事業廃止の場合】

22	事業廃止理由書		任意様式
23	事業廃止認可書	認可・指定・届出が必要な事業の場合	写し（原本証明）
24	財産目録		
25	廃止事業用財産目録	廃止事業専用の財産がある場合	
26	不動産登記簿謄本	上記24に不動産以外の固定資産の記載がある場合	写し（原本証明）
27	固定資産物品明細書	上記24に不動産以外の固定資産の記載がある場合	
28	固定資産評価書	同上	写し（原本証明）
29	預金残高明細書	上記24に預貯金の記載がある場合	写し（原本証明）
30	現金保有証明書	上記24に現金の記載がある場合	写し（原本証明）
31	有価証券保有証明書	上記24に有価証券の記載がある場合	写し（原本証明）
32	財産使途等説明書	上記24に記載の財産の使途及び処分方法を記載	任意様式

【+追加事業に係る建物を建設する場合】 ※該当がある場合【+事業追加の場合】と同時に提出

33	建物概要書（構造,面積等）		
34	建築計画書		
35	法人名義所有権保存登記誓約書		
36	補助金交付書又は内示書	補助金を受ける場合	写し（原本証明）
37	貸付内定通知書	借入を行う場合	写し（原本証明）
38	償還計画書	借入を行う場合	
39	償還金贈与契約書	贈与金を償還財源とする場合 ※福祉医療機構の貸付内定通知書がある場合は省略可	写し（原本証明）
40	贈与者の所得証明書	同上	写し（原本証明）
41	贈与者の資産証明書	同上	写し（原本証明）
42	贈与者の印鑑証明書	同上	写し（原本証明）
43	贈与者の法人登記簿謄本	償還贈与者が法人である場合 ※上に同じ	写し（原本証明）
44	寄付意思を表示する役員会等議事録の写し	同上	写し（原本証明）
45	償還財源説明書	自己資金を償還財源とする場合 ※上に同じ	
46	自己資金残高明細書	同上	写し（原本証明）
47	贈与契約書	贈与金を償還財源とする場合	写し（原本証明）
48	贈与者の身分証明書	同上	写し（原本証明）
49	贈与契約により受入れた法人名義残高証明書	同上	
50	建設契約書	同上	写し（原本証明）
51	設計監理契約書		写し（原本証明）
52	購入予定物品明細書		
53	支払済代金受領書	建築代金を一部支払済みである場合	写し（原本証明）

【+評議員・役員定数を変更する場合】

54	増員・減員理由書		任意様式
55	役員等名簿		
56	就任内諾書	就任予定者がいる場合	写し（原本証明）
57	履歴書	同上	写し（原本証明）
58	辞任内諾書	現員数が変更後の定数を超える場合	写し（原本証明）

【+基本財産を減ずる場合】

59	基本財産処分承認書	写し（原本証明）	写し（原本証明）
60	財産目録		
61	登記簿謄本		写し（原本証明）

【+基本財産の増加のみの場合】

62	登記簿謄本	不動産が増加の場合	写し（原本証明）
63	図面（附近見取図,配置図,平面図,立面図）	同上	
64	残高証明書	現金が増加の場合	写し（原本証明）